

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：令和7年4月23日

付議事項提出部局	上下水道部下水道施設管理課 産業観光部商工労政課
該当する審議事項	経営戦略会議規程第2条の第3号
件名	五十鈴川中村浄化センターの廃止に伴う跡地利用について
付議事項の概要	<p>○五十鈴川中村浄化センター（以下「浄化センター」という。）は、将来、三重県が管理する流域下水道宮川浄化センターで汚水処理を行うまでの暫定的な施設として、平成11年3月に供用を開始した。</p> <p>○現在、県の流域幹線の整備に合わせ、令和8年度末に汚水処理を切り替えるための準備を進めており、切り替え後は施設を廃止する。</p> <p>○浄化センターの跡地については、上下水道事業において利用予定がないことから、土地の利活用の要望の有無について、庁内に照会を行った。</p> <p>○産業観光部局より、企業誘致（宿泊施設）のための用地としたい旨、回答があった。</p>
審議の論点	<p>○浄化センター廃止後の跡地を売却すること。</p> <p>○企業誘致のための用地とすること。</p> <p>○誘致する業種を宿泊業とすること。</p> <p>○売却先の選定方法をプロポーザル方式とすること。</p>
参考事項	<p>（過去の実績、提出部局での審議経過・意見等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理施設の解体費用については、国の支援制度はなかったが、下水道広域化推進総合事業の交付金の利用が可能となった。（平成30年創設 補助率 1/2） ・企業誘致のための用地確保に苦慮している。 ・第63回式年遷宮を迎えるにあたり、宿泊施設、特に宿泊単価の高い施設を誘致することにより、観光消費額の向上を図りたい。
関係資料の有無（○をする）	<p>○有 ・ 無</p>